再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

<趣旨>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)に基づき、特定事業者(特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者)は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務付けられている。

特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等(以下「量、比率等」という。)は、法第 11 条から第 13 条までの規定に基づき、主務大臣が定めることとされている。

法第44条に基づき、主務大臣は、量、比率等を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他の利害関係者の意見を聴くものとされていることから、翌年度に適用する量、比率等(案)について、本WGにお示しするものである。

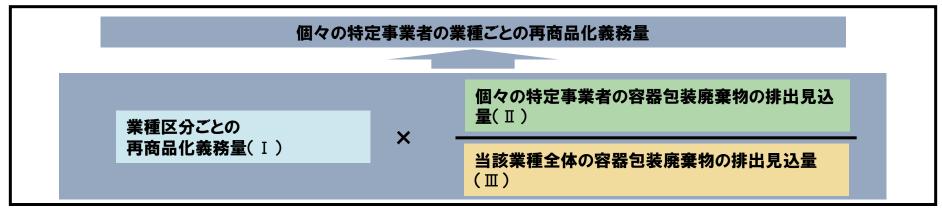
<本WGにお示しする量、比率等>

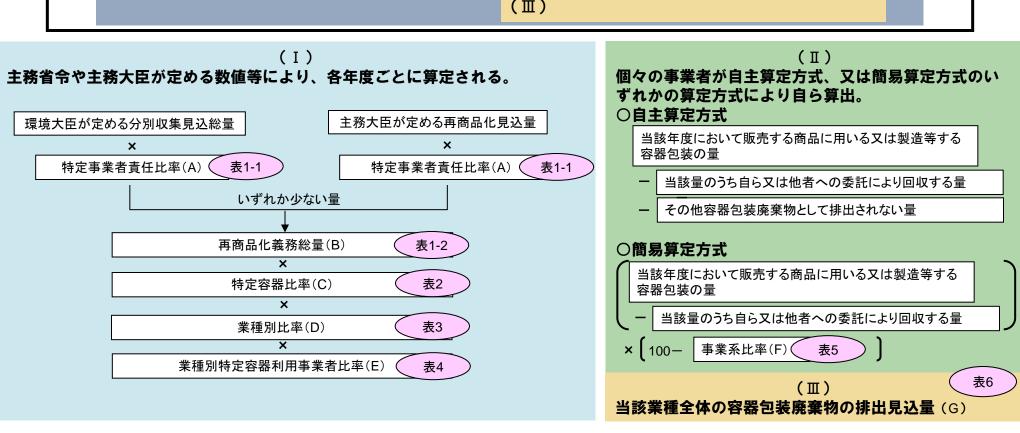
く本WGIこお示しする重、比率寺/	
A 特定事業者責任比率(法第 11 条第 3 項)	表 1 一 1
B 再商品化義務総量(法第 11 条第 3 項)	表 1 - 2
C 特定容器比率(法第11条第2項第1号)	表 2
D 業種別比率(法第 11 条第 2 項第 2 号イ)	表 3
E 業種別特定容器利用事業者比率(法第 11 条第 2 項第 2 号口)	表 4
F 事業系比率(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施 行規則第 10 条及び特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品 化に関する省令第2条)	表 5
業種別特定容器利用事業者総排出見込量(法第 11 条第 2 項第 2 号二)	
G 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量(法第 12 条第 2 項第 2 号二)	表 6
特定包装利用事業者総排出見込量(法第13条第2項第3号)	

※表の番号は資料中のもの。

なお、上記の具体的数値は、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類 調査の結果に基づいて算定。

再商品化義務量の算定に係る量、比率について





再商品化義務量の算定に係る量、比率等(案)

1. 特定事業者責任比率(A)

<特定事業者責任比率の算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3.(1) ①~⑤参照)

< 表 1-1 特定事業者責任比率 >

	特定事業者責		前年度			
特定分別基準適合物	任比率 (A)	小規模事業者 分の比率	特定事業者責 任比率	小規模事業者 分の比率		
ガラスびん (無色)	95%	5%	(96%)	(4%)		
ガラスびん(茶色)	86%	14%	(86%)	(14%)		
ガラスびん(その他の色)	91%	9%	(92%)	(8%)		
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)		
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)		
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)		

2. 再商品化義務総量(B)

<再商品化義務総量の算定の考え方>

品目毎に再商品化見込量と分別収集計画量の少ない方を基礎として、特定事業 者責任比率を乗じて算出。 (詳細な算定方法は参考資料第1章 3.(1)⑥参 照)

< 表 1-2 再商品化義務総量 >

特定分別基準適合物	H29年度の分 別収集見込総 量(ア) *1	H29年度の再 商品化見込量 (イ)	(ア)、(イ)のう ちいずれか少 ない量を基礎 として量	特定事業者責 任比率 (A)	H28年度の再 商品化義務総 量(B)
	チャン	チャン	チトン	%	トン
ガラスびん(無色)	315	175	175	95	166, 250
ガラスびん (茶色)	259	157	157	86	135, 020
ガラスびん(その他の色)	197	149	149	91	135, 590
PETボトル	292	384	292	100	292, 000
紙製容器包装	113	259	32 *2	99	31, 680
プラスチック製容器包装	745	1, 455	745	99	737, 550

(*1); 熊本地震の影響により熊本県内の一部自治体で第8期分別収集計画が遅れているため、 熊本県のみ前期分別収集計画を採用している。

(*2);分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(81千トン)を差し引いた量

3. 特定容器比率(C)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定容器比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3.(1)⑦参照)

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

<表2特定容器比率>

特定分別基準適合物	特定容器比率 (C)	前年度
紙製容器包装	88. 30%	(89. 11%)
プラスチック製容器包装	93. 46%	(94. 13%)

4. 業種別比率(D)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別比率を 算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第 1章 3. (1) (8)参照)

<表 3 >

(単位:%)

				(単位:%)
業種の区分		PETボトル		
	無色	茶色	その他	1. E 1 /N 17/V
1. 食料品製造業	54. 75 (57. 91)	3. 78 (3. 34)	5. 04 (5. 99)	4. 55 (4. 23)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	13. 01 (13. 03)	50. 45 (51. 73)	12. 83 (13. 01)	92. 59 (93. 19) ※
3. 酒類製造業	29. 17 (25. 98)	17. 93 (18. 38)	80. 90 (80. 05)	2. 86 (2. 58)
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1. 39 (1. 24)	27. 35 (26. 19)	0. 27 (0. 27)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1. 36 (1. 53)	0. 34 (0. 25)	0. 78 (0. 58)	
7. 小売業				
8.その他の事業	0. 32 (0. 31)	0. 15 (0. 11)	0. 18 (0. 10)	
合 計	100. 00 (100. 00)	100.00 (100.00)	100. 00 (100. 00)	100. 00 (100. 00)

※=清涼飲料製造業

上段:平成29年度の適用数値案 下段:()内は平成28年度の適用数値

<表 3 >

(単位:%)

		(単位:%)
業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	40. 78 (39. 43)	56. 84 (55. 88)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5. 37 (5. 47)	5. 22 (5. 37)
3. 酒類製造業	2. 87 (2. 84)	0. 42 (0. 40)
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	2. 50 (3. 64)	6. 08 (5. 75)
5. 医薬品製造業	1. 99 (1. 85)	1. 45 (1. 54)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1. 82 (1. 85)	3. 71 (4. 32)
7. 小売業	11. 50 (13. 31)	16. 68 (16. 39)
8.その他の事業	33. 17 (31. 61)	9. 60 (10. 35)
合 計	100. 00 (100. 00)	100. 00 (100. 00)

上段:平成29年度の適用数値案 下段:()内は平成28年度の適用数値

5. 業種別特定容器利用事業者比率(E)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別特定容器利用事業者比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3.(1)⑨参照)

<表 4 >

(単位:%)

業種の区分		ガラス製容器					(<u>羊位: /0/</u> PETボトル	
	無色		茶色その他		PEI	ハトル		
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	95. 46 (95. 70)	4. 54 (4. 30)	97. 75 (98. 86)	2. 25 (1. 14)	95. 70 (95. 37)	4. 30 (4. 63)	92. 06 (92. 27)	7. 94 (7. 73)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	93. 16 (94. 29)	6. 84 (5. 71)	93. 00 (93. 07)	7. 00 (6. 93)	91. 13 (92. 34)	8. 87 (7. 66)	86. 36 (86. 76) ※	13. 64 (13. 24) ※
3. 酒類製造業	93. 81 (93. 84)	6. 19 (6. 16)	96. 60 (97. 59)	3. 40 (2. 41)	94. 97 (95. 73)	5. 03 (4. 27)	94. 39 (94. 01)	5. 61 (5. 99)
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	98. 59 (98. 16)	1. 41 (1. 84)	96. 64 (95. 79)	3. 36 (4. 21)	97. 96 (97. 86)	2. 04 (2. 14)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	97. 99 (98. 01)	2. 01 (1. 99)	98. 54 (98. 70)	1. 46 (1. 30)	98. 71 (98. 11)	1. 29 (1. 89)		
7. 小売業								
8.その他の事業	98. 88 (99. 01)	1. 12 (0. 99)	99. 99 (99. 23)	0. 01 (0. 77)	93. 28 (89. 91)	6. 72 (10. 09)		

※=清涼飲料製造業

上段:平成29年度の適用数値案

下段: ()内は平成28年度の適用数値

<表 4 >

(単位・%)

(単位: ⁽					
業種の区分	紙	製	プラスラ	チック製	
	容	器	容	器	
	利用	製造等	利用	製造等	
1. 食料品製造業	97. 37	2. 63	95. 83	4. 17	
	(96. 92)	(3. 08)	(95. 61)	(4. 39)	
2. 清涼飲料製造業及び	96. 15	3. 85	96. 41	3. 59	
茶・コーヒー製造業	(96. 49)	(3. 51)	(96. 88)	(3. 12)	
3. 酒類製造業	94. 90	5. 10	98. 10	1. 90	
	(95. 68)	(4. 32)	(98. 21)	(1. 79)	
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95. 77 (96. 60)	4. 23 (3. 40)	90. 78 (90. 46)	9. 22 (9. 54)	
5. 医薬品製造業	99. 44	0. 56	98. 88	1. 12	
	(99. 56)	(0. 44)	(98. 79)	(1. 21)	
6. 化粧品・歯磨その他の	99. 31	0. 69	95. 18	4. 82	
化粧用調整品製造業	(99. 37)	(0. 63)	(95. 15)	(4. 85)	
7. 小売業	99. 40	0. 60	98. 98	1. 02	
	(99. 27)	(0. 73)	(98. 86)	(1. 14)	
8.その他の事業	99. 48	0. 52	98. 91	1. 09	
	(99. 46)	(0. 54)	(98. 45)	(1. 55)	

上段:平成29年度の適用数値案 下段: ()内は平成28年度の適用数値

6. 事業系比率 (F)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率を算定 し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (2)②参照)

く表 5 >

(単位:%)

業種の区分			ガラス	製容器			<u>(単位:%)</u> PETボトル	
米性切上 为	無	色	茶	色	そ(の他	PET	ホトル
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	0 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (5)	0 (0)	10 (10)	5 (0)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	5 (5)	0 (5)	15 (15) ※	5 (5) ※
3. 酒類製造業	25 (30)	10 (10)	25 (35)	10 (10)	25 (25)	15 (10)	15 (25)	5 (5)
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	35 (40)	5 (5)	25 (25)	0 (0)	10 (15)	0 (0)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (15)	0 (0)		
7. 小売業								
8. その他の事業	20 (15)	5 (0)	90 (90)	15 (0)	25 (15)	0 (0)		

※=清涼飲料製造業

上段:平成29年度の適用数値案 下段:())内は平成28年度の適用数値

< 表 5 >

(単位:%)

業種の区分	紙	製	プラスチック製			
	容	器	容器			
	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	15	10	15	15		
	(15)	(10)	(15)	(10)		
2. 清涼飲料製造業及び	15	0	15	5		
茶・コーヒー製造業	(10)	(0)	(15)	(0)		
3. 酒類製造業	15	0	20	5		
	(15)	(0)	(25)	(10)		
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5 (5)	0 (0)	10 (10)	0 (0)		
5. 医薬品製造業	50	10	70	35		
	(50)	(5)	(70)	(30)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)		
7. 小売業	25	5	15	10		
	(20)	(0)	(15)	(10)		
8.その他の事業	25	20	50	30		
	(20)	(15)	(50)	(30)		

包装(各業種共通)	30 (25)		30 (30)	
-----------	------------	--	------------	--

上段:平成29年度の適用数値案 下段: ()内は平成28年度の適用数値

7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (G)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同排出見込量と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3.(2)①参照)

<表 6 >

(単位:トン)

業種の区分	ガラス製容器					PETボトル		
NET P	無	色	茶	色	7 0	の他	PET	ホトル
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	243, 486 (254, 921)	261, 866 (283, 776)	12, 984 (11, 780)	16, 974 (15, 654)	7, 782 (9, 030)	9, 008 (11, 335)	21, 275 (19, 006)	22, 800 (21, 564)
2. 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	57, 547 (57, 198)	61, 289 (63, 090)	172, 295 (181, 997)	228, 215 (245, 666)	19, 530 (19, 388)	25, 074 (26, 133)	433, 518 (418, 247) ※	515, 727 (504, 681) ※
3. 酒類製造業	129, 744 (115, 196)	146, 039 (132, 485)	60, 739 (64, 292)	87, 452 (95, 167)	125, 329 (120, 614)	154, 972 (155, 604)	13, 395 (11, 611)	15, 195 (14, 219)
4. 油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	6, 195 (5, 498)	7, 929 (7, 412)	94, 027 (92, 568)	118, 373 (116, 870)	403 (400)	487 (505)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	6, 078 (6, 768)	5, 493 (6, 134)	1, 187 (907)	1, 155 (872)	1, 230 (876)	1, 117 (941)		
7. 小売業								
8.その他の事業	1, 409 (1, 363)	887 (1, 006)	528 (400)	1, 624 (2, 019)	277 (157)	145 (34)		

※=清涼飲料製造業

上段: 平成29年度の適用数値案 下段: ()内は平成28年度の適用数値

<表 6 >

(単位:トン)

	(単位:トン)				
業種の区分	紙	製	プラスチック製		
	容器		容器		
	利用	製造等	利用	製造等	
1. 食料品製造業	· ·	260, 706 (255, 941)		520, 667 (550, 247)	
2. 清涼飲料製造業及び	31, 298	46, 780	51, 905	79, 993	
茶・コーヒー製造業	(33, 315)	(47, 714)	(53, 759)	(84, 459)	
3. 酒類製造業	16, 734	21, 688	4, 256	8, 463	
	(17, 289)	(21, 838)	(4, 071)	(8, 041)	
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	14, 593 (22, 203)	22, 641 (25, 309)	60, 425 (57, 616)	80, 623 (81, 434)	
5. 医薬品製造業	11, 616	22, 214	14, 472	38, 931	
	(11, 264)	(23, 090)	(15, 476)	(41, 170)	
6. 化粧品・歯磨その他の	10, 559		36, 901	63, 770	
化粧用調整品製造業	(11, 264)		(43, 200)	(63, 361)	
7. 小売業	67, 250	103, 315	165, 767	168, 342	
	(81, 137)	(123, 767)	(164, 106)	(164, 350)	
8.その他の事業	193, 455	189, 188	95, 593	176, 390	
	(192, 732)	(193, 556)	(103, 685)	(219, 607)	

包装(各業種共通)	106, 667	102, 512	
	(99, 431)	(93, 623)	

上段:平成29年度の適用数値案

下段: ()内は平成28年度の適用数値